

令和 7 年度沖縄県学力定着状況調査問題(令和 8 年度実施)作成業務 仕様書

令和 7 年 9 月 9 日
沖縄県教育庁義務教育課

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度沖縄県学力定着状況調査問題(令和 8 年度実施)作成業務

(2) 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

(3) 問題作成の目的

沖縄県では公立小・中学校児童生徒の学習状況の把握と義務教育 9 年間を通しての学力向上を目指し、沖縄県学力定着状況調査を実施してきた。令和 7 年度より紙媒体での調査から、1 人 1 台端末を用いた CBT (Computer Based Testing:コンピュータ端末等を用いた調査) での調査実施に移行した。本業務では調査問題の作成及び CBT 化を委託する。

文部科学省 CBT システム (以下「MEXCBT」という) を活用し、調査問題の配信から採点結果の集計までを迅速に行うことで、全県的な児童生徒の学力や学習状況の把握と、結果の分析、成果・課題の検証を通して、授業改善の取組、児童生徒の学力の向上に生かすことができる。なお、作成を委託する教科は、本県の小中学校で課題が見られる算数・数学とする。

本調査の CBT 化の意義をまとめると次のようになる。

○1 人 1 台端末を活用し、CBT で実施することで、児童生徒個々への迅速な結果のフィードバック、結果分析、考察を行い、児童生徒の実態の把握、教員の指導力等についての有用な情報を得ることにより、指導上の課題を明らかにして授業改善を推進する。

○MEXCBT の自動採点機能を活用することで、採点のばらつきを無くし、公平性を保証する。また働き方改革の観点から、学校の教員による採点・データ入力業務に係る負担を軽減する。

(4) 調査対象

・沖縄県公立小学校 4 ～ 5 学年児童

・沖縄県公立中学校 1 ～ 2 学年生徒

【沖縄県公立小中学校対象学年人数及び学校数】

	小学校 4 年	小学校 5 年	中学校 1 年	中学校 2 年
人数	16,052	16,663	16,631	16,499
学校数	258		144	

(5) 実施方法・実施時期

① 実施方法

各学校の児童生徒用端末、通信環境を使用し、各学校の学習 e ポータルを介し MEXCBT を活用して実施する。なお、県内小・中学校では、端末 OS として iPadOS、Google Chrome、Windows が使用されている。

② 実施時期 令和 8 年 5 月中に指定した日に実施する)

(6) 調査教科

- ・小学校 4 ～ 5 年：算数
- ・中学校 1 ～ 2 年：数学

2 委託業務の内容

【概要図】※太枠内が委託業務



【委託内容の一覧】

(1)	事業計画の策定
(2)	調査問題作成
(3)	実施マニュアルの作成・送付
(4)	MEXCBT への搭載・動作確認

【委託内容の詳細】

(1) 事業計画の策定

本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成すること。事業計画に従い、調査問題等の作成から集計データの引き渡しまでを想定し、委託業務の進捗管理を行い、定期的に進捗報告を行うこと。なお、著しい遅延等が発生する恐れがある場合には、速やかに委託者に状況と原因を報告し、対応策の協議を行う。

(2) 調査問題作成

① 調査問題作成の基本方針

- (ア) 学習指導要領の内容に基づくものとし、調査の実施時期までに十分身に付けておかなければ後の学年の学習内容等に影響を及ぼす内容や、常に活用できるようになっていることが望ましい内容を各領域、観点（知識・技能、思考・判断・表現）からバランスよく出題すること。
- (イ) 全国学力・学習状況調査と同様に、知識だけでなく、それらを活用して課題を解決する力が問われるように一体的に出題すること。
- (ウ) 学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力を具体的に示す問題を出題すること。また、全国学力・学習状況調査で見られた本県の課題を踏まえた問題も出題すること。
- (エ) 児童生徒が時間的な負担を感じることなく取り組めるよう、調査時間に照らして、適切な分量の問題数とすること。
- (オ) 調査問題は委託者と 3 回程度の校正を経て校了する。
- (カ) 中学校問題作成に当たっては「沖縄県 県立高等学校入学者選抜学力検査問題」の出題内容、傾向との関連性を図る。

② 問題の構成・形式について

動画、アニメーション、立体的な操作といった CBT の特性が生かせるよう多様な形式を導入し、児童生徒が ICT を活用した授業で身に付けた力を多面的に測定できるようにする。CBT 化による、効率的かつ迅速な結果の返却を踏まえ、出題形式は自動採点が可能な選択式、および短答式とする。（手動採点が必要な記述式の問題は出題しない。）

校種	学年	教科	小問数	内訳
小学校	4 学年 5 学年	算数	15～17 問	・選択式・短答式 ・領域・観点が偏らないように留意する
中学校	1 学年 2 学年	数学	16～17 問	・選択式・短答式 ・領域・観点が偏らないように留意する

※選択式・短答式については、単に答えを選択するのみならず、いくつかの数値や図表等が組み合わさって答えとなるような、意図しない正解を減らす設問の工夫を行う。

※設問については大問と小問の 2 階層とする。

③ 調査問題の出題範囲

校種	学年	教科	出題範囲（出題可能な範囲）	時間
小学校	4 学年	算数	小学校 2 学年から 3 学年までの全ての範囲	40分
	5 学年		小学校 3 学年から 4 学年までの全ての範囲	40分
中学校	1 学年	数学	小学校までの全ての範囲	45分
	2 学年		中学校 1 学年の全ての範囲	45分

④ 使用教科書出版社

【令和 7 年度市町村立小中学校使用教科書採択一覧表】

教科	採択地区	国頭	中頭	那覇	島尻	宮古	八重山	竹富
算数	小学校	啓林館	啓林館	啓林館	東書	啓林館	東書	東書
数学	中学校	啓林館	東書	東書	東書	東書	東書	教出

【令和 7 年度県立中学校使用教科書採択一覧表】

教科	採択校	与勝緑が丘	球陽	開邦	名護高校附属桜
数学	出版社	数研	数研	大日本	数研

⑤ 調査問題関連資料の作成

調査の実施に必要な資料の作成を行うこと。資料の作成に当たっては調査が円滑かつ確実に実施されるように工夫すること。特に、学校における児童生徒の誤入力（英数字全角、半角による入力や漢数字での入力）による自動採点及び文字認識の不具合が起こらないよう問題作成フォームの形式を整え、確実にデータが収集できるようにする。

(ア) ルビふり調査問題の作成

(イ) C B T と並行して紙媒体での調査（調査問題の読み取りを紙媒体で行い、解答は端末で行う）が実施できるよう調査問題の P D F データを作成する。

(ウ) 採点基準一覧表（正答例、許容範囲、採点上の留意点を問題ごとに示したもの）

(エ) 調査問題プロフィール（出題の趣旨、学年と領域、評価の観点、出題の形式（選択式、短答式）を問題ごとに示したもの）。

(3) 実施マニュアルの作成

本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査に参加・協力する市町村教育委員会及び学校が調査の仕組みや実施手順を正しく理解するための実施マニュアルを作成すること。構成として調査概要、全体スケジュール、学校での問題配信作業手順（学習 e ポータルの利用した問題の配信手順）、実施上の注意事項、解答操作方法を記載する。

実施マニュアルについては、委託者と記載内容について事前に協議を行った上で、案の作成を行い、数回の校正を経て校了したのち、委託者から各学校に発出する。

実施マニュアルには、当日のアクシデントを想定した FAQ 等を盛り込むこと。

(4) 説明会の実施・運営協力

本調査の仕組みや実施手順、操作に係る理解を深めるために、県教育委員会が調査に参加する市町村教育委員会及び学校に対して実施する説明会の運営にあたり、委託業者は操作マニュアルの説明、問題への解答デモンストレーション等に協力すること。

- ① 実施時期 令和 8 年 2 月下旬
- ② 実施方法 オンラインにより実施

(5) MEXCBT への搭載・動作確認

調査の実施を円滑に行うため、以下の内容をもとに、CBT システムの運用を行うこと。また、情報セキュリティを確保するための措置を構ずること。

① CBT システムについて

教科に関する調査及び児童生徒質問調査の実施及び解答内容の取り出しについては、文部科学省 CBT システム（MEXCBT）を利用すること。システム利用及び調査問題の実装・搭載に当たっては、「文部科学省 CBT システム運用支援サイト」の各種マニュアル・資料を参考にする。

本県内で導入されている学習 e ポータルは「学びポケット」「実証用学習 e ポータル」「L-Gate」「OPE」「Qubena」である。端末 OS については、iPadOS、Google Chrome、Windows が使用されている。

なお、調査問題の実装後、委託者が調査問題を確認できる期間を設定すること。また、委託者および学校において教員が事前に調査問題の解答の試行ができるシステムを構築する。（教員の事前試行データが児童生徒の調査結果データに混在されないようにすること。）

② 調査フォームの作成

校了した調査問題を MEXCBT に搭載し、調査フォームを作成すること。MEXCBT への問題搭載用のアカウントは、必要に応じて委託者から提供する。

各調査フォーム共通で、最初の画面で待機指示をするページを作成し、実施上の説明・注意事項を提示すること。

調査問題は見え方等に配慮し、児童生徒が解答するにあたり、不都合がないか、十分に検討を行った上で MEXCBT に搭載し、調査問題の公開申請を行う。ルビ振り調査フォームも作成する。

③ 解答者番号の管理・運用について

複数年にわたり、同一個人の結果が小学校第 4 学年から中学校第 3 学年まで継続して把握できるよう、MEXCBT の「調査用児童生徒番号システム」を活用し、ログイン時の誤入力を防ぐとともに児童生徒個人の紐づけを行う。また各学校において解答者番号を把握、管理できるよう、解答者番号管理表を作成し、事前に配信できる仕組みにすること。

④ 県学力向上 Web システムへのデータ共有について

県学力向上 Web システム（以下「県 Web システム」という）への CSV データの取り込みのためのアカウント情報（MEXCBT 結果データ提供サイトにて作成）を委託者へ提出する。

⑤ 調査問題公開申請について

調査フォームの MEXCBT 搭載・問題公開申請は**令和 8 年 3 月 20 日**までに行うこと。その際、利用範囲、タイマー設定、自動採点等の設定については委託者の指示に従うこと。

3 業務スケジュール（予定）

時期		問題作成・実施	システム関係
令和 7 年	11 月上旬	委託契約 調査問題・実施マニュアル等の作成開始	アカウント情報等の提供
	12 月下旬～	受託者による調査問題案の提出及び県教育委員会担当者との問題モニタリングおよび校正	
令和 8 年	2 月上旬	委託者による調査問題案の校了	
	3 月上旬	調査フォームの MEXCBT への搭載・問題公開申請	調査フォームの動作確認・結果データの処理確認（県学力向上 Web システム）
	3 月中旬	調査関連資材（実施マニュアル、採点基準一覧、調査問題プロフィール等）納品	

※業務委託期間終了 3 月 31 日

以下は県教育委員会担当で行う。

令和 8 年	4 月上旬	調査実施通知	調査問題の配信
	5 月中	調査実施	

4 納品について

（1）納品物

- ① 調査問題：MEXCBT 内のフォルダに格納（格納の詳細については委託締結後に提示する。）
- ② 実施マニュアル
- ③ 調査問題（ルビ付き問題を含む紙媒体での調査が可能な P D F データ）
- ④ 調査問題関連資材（採点基準一覧、調査問題プロフィール）※調査問題ごとに P D F ファイルにして、電子データにて提出すること。紙媒体も 1 部納品すること。
- ⑤ その他、委託業務の過程で作成し、委託者から提出を求められた物

（2）納品後の取り扱い

- ① 委託者は、納品物を調査実施時期より委託料とは別の費用が生じることなく、文部科学省 CBT システム（MEXCBT）により、本県公立小・中学校を対象に問題を配信することができるものとする。
- ② 本県の MEXCBT 利用者は、調査実施時期より費用が生じることなく、問題を使用することができるものとする。
- ③ 調査問題及びその付属物に不備等が確認された場合、受託者は速やかに修正に応じること。また、その際に生じる費用は、受託者が負担すること。

5 委託業務上の留意事項

（1）業務の再委託の制限

① 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合

は、これと異なる取扱いをすることがある。

② 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、反社会的勢力と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

③ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

「その他、簡易な業務」：資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

6 その他の要件

(1) 作業拠点

受託事業者は、委託者との窓口となり本業務を統括する責任者を設置すること。

(2) 作業の管理体制

- ① 業務全体を通して想定されるリスクを最小化するための方策を講じるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するためのマニュアルを作成し、その履行に必要な体制を整備すること。
- ② 作業時は電子データの許可ない持ち出し、不正利用等を防止するため、正社員を含む複数の作業者で行うこと。
- ③ 作業に用いるPC等について、ウィルス対策ソフト等により、社会通念上適切と言える安全措置を講じること。
- ④ 作業終了後は、データ消去専用ソフトを用いて、作業用のパソコン等の電子データを復元不可能な形で消去すること。

(3) その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定すること。

7 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日(火)のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。